

～換地処分（区画整理事業の完了）による住所変更について Q&A～



Q1. 住所は変わりますか？

→新しい地番が割り当てられ、新しい住所や本籍が変わります。

Q2. 今の地番（住所）がよいのですが

→現在の地番は使用できなくなります。換地処分後は新しく整理された画地（土地）と今までの土地が対応しなくなりますので、これらの混乱を整理することが必要です。地番の設定は法務局の権限に属するものですが、新しい地番は、事前に協議をして決定されます。

Q3. 篠原という地名は変わりますか

→地区名は変わりません。令和3年度に実施しました地区名変更に関するアンケート結果によりますと、今のまま地区名「篠原」を希望するという意見が全回答のうち85%を占めました。この結果をもとに検討を行い、「区画整理後（換地処分後）も地区名の変更はせず、今のままの地区名「篠原」とする」予定です。

Q4. 土地の小字は変わりますか

→小字は廃止の予定です。小字は土地の形状に合わせて設定されておりましたが、土地区画整理事業の施行により、土地の形状が合わなくなるため、廃止予定としております。

Q5. 住所の地番は選べますか

→地番は選べません。地番の設定については、法務局の権限に属するものですから、新しい地番について事前協議を重ねたうえで決定されます。

Q6. 市役所が住所変更の手続きをしてくれますか

→市役所・法務局等が職権でできる手続きと皆様ご自身でしていただく手続きがあります。市が職権で書き換えるものとしては、住民基本台帳（住民票）・印鑑登録原票・国民健康保険資格台帳・年金台帳・戸籍簿などです。また土地・建物登記簿の所在地部分（表題部）は法務局で書き換えます。

Q7. 自分でしなければいけない手続きはありますか

→市が職権で書き換えできないものは、個人で変更していただく必要があります。主に土地・建物登記簿の所有者住所、マイナンバーカード、通知カード、自動車運転免許証、国民健康保険被保険者証、各種預貯金などがあります。お手数料をおかけいたしますが、手続きのほどよろしく願いいたします。

Q8. 住所変更は、いつからですか

→令和6年秋頃に予定している換地処分公告の翌日から変更となります。

マイナンバーカード、通知カード、自動車運転免許証、国民健康保険被保険者証、各種預貯金などの変更手続きは、その日以降からできますので、よろしく願いいたします。なお、法務局においては、換地処分に係る登記が完了するまでの期間、住所変更などの登記事務は停止されますので、土地・建物登記簿の所有者住所については停止期間終了後に手続きをお願いいたします。

また変更手続きに関する詳しい内容については、後日お知らせいたします。

